

第一部

法科大学院の現況と課題について





新たな伝統の確立への挑戦

中央大学法科大学院

中央大学法科大学院教授・法務研究研究科長

大村 雅彦

【一】はじめに

中大ロースクール丸が船出して、現時点で九ヶ月が経過した。「中大法曹」誌上で法科大学院の特集を組んでくださることになったのを機会に、この間のことを少し振り返って記録にとどめ、今後の発展のための一里塚にしたいと思う。といっても、各分野・各事項については有能な担当者がそれぞれ執筆してくださることになっているので、私は全般的な状況や将来展望を書き記しておきたい。

【二】教職員の結束

さて、二〇〇四年四月一日、法科大学院の初めての学期が始まるまさにその日に、第一回目の教授会が開催された。私は、その一年近く前に法務研究科長の予定者として選出され、種々の事前準備に当たっ

てきたが、この第一回教授会で初めて正式に研究科長として承認されとともに、運営に必要なすべての規程・内規等を議題として提案し、科長補佐や各種委員の人選について承認を受け、こうして法科大学院の仕事が一気に正式にスタートしたのである。

法科大学院は日本人にとって未経験の制度であるから、何もかもが手探りである。そのような出発点において、私は、中大法科大学院が成功を収めるためには有能な教授陣一人一人がその持てる力を遺憾なく発揮してくれることがぜひとも必要であり、教員各人が存分に力を発揮できるようにコーディネートするのが自分の役割であると考えているので、ぜひともご協力いただきたいと要請した。新しい大所帯を一人の人間がリードすることなどとても無理であると思ったので、これは率直な気持ちであった。そのような気持ちを汲んでか、各教員は非常に真剣に職務遂行に当たってくれていて、とりわけ、福原・森・大貫の三科長補佐や各種委員会の委員長たちが献身的に仕事に精進してくれているのには頭が下がる。そして、これを支える職員組織がまた充実しており、ほとんど自己犠牲的に職務が行われている。加えて、若手弁護士の実務講師（補助教員）の人々が、目にはつかないが教員と学生との間の潤滑油のごとく働いてくれている。このような教員・職員の結束と奮闘こそが、今日、中大法科大学院が社会で高い評価を得つつあることの大きな基礎になっているものと考ええる。

【三】多様かつ優秀な学生

中大法科大学院の第一期生は、未修者（一年生）六七名、既修者（二年生）二六〇名、計三二七名で

あり、中大出身者は三割である。これについてはいろいろな意見があるが、アメリカのロースクールをみるとこれが正常な姿であるし、わが国の法科大学院制度の理念である多様性・開放性にも適合する。もちろん、中大の学部生が力をつけて中大法科大学院に進学してくれることは大歓迎であるが、中大ナショナルリズムというメンタリティに陥るようでは、他大学出身者の中大帰属意識を阻害するであろう。外間寛総長の言をお借りすると、中央大学は、入ってくる者を暖かく包み込む一つの大きなファミリーであるべきであって、閉鎖的な組織であってはならない。

ところで、この一期生たちは実に多士済々で、現行司法試験を受験していた法学部卒業生も多いとはいえ、官公庁職員、銀行員、商社マン、医師などさまざまな経歴を持っている人々が相当数入学している。この人々はこれからまだまだ法学の勉強を積んでいく必要があるけれども、その多くは経歴に恥じない能力を持っており、その社会経験を将来の法律業務に活かしてくれば、すばらしい法曹になると思われる。

昨二月一日、中大後樂園キャンパスにおいて、法科大学院協会主催のシンポジウムが開催され、法科大学院における授業のあり方等に関する報告とディスカッションが行われた。中大の三角比呂特任教授（研修所教官）の「民事訴訟実務の基礎」に関する授業ビデオは、双方向・多方向授業の一つの高度な実現例を提示して高い評価を得たし、数人の学生レポーターの一人として登壇した中大LS生は、教員も舌を巻くその的確な授業批評のゆえに、他大学の教員に中大法科大学院のレベルの高さを印象づけたといつてよい。

彼らは優秀であるだけでなく、同時に、自分の将来目標の実現のために必死であり、学部学生と違って教員に対する要求もシビアであるので、我々教師もどうかしてはおれず、それが教育のレベルの向上にもつながるというものである。

なお、最近、新司法試験の合格者数問題が話題になっているので若干付言すると、全国で六八校の法科大学院が認可され、その一学年の総定員が六〇〇〇人近くにも上ることから、平成二二年前には新司法試験の合格者数を三〇〇〇人程度とするにしても、三回受験可能なので単年度の全国平均合格率は二〇％程度にしかないという推定値が非公式に世に出された。このような事態はある程度予測されたものとはいえ、法科大学院をして受験競争教育に走らせ、内々に予備校と組んだりして教育の内容を変質させるおそれもないではない。しかし、中大法科大学院としては、新司法試験の合格者数・合格率を高い水準に保持しながらも、実務基礎科目や展開先端科目などの教育も充実させなければならない。困難な課題であるが、これを両立させることが一流の証明になると私は考えている。

【四】新たな伝統の確立への挑戦

かつて、私は本誌上で次のように書かせていただいた。「法科の中央と『もう一度』呼ばれるためには、教師陣、教育内容、施設設備、授業料その他あらゆる面で魅力的な法科大学院を作り、優秀な学生を広く集め、その資質をさらに伸ばすための方策を探索し、実践しなければならない。これは、言うは易いが、生半可なことではない。」（中大法曹第二〇号）。

開始後わずか九ヵ月を経過した時点で判断するのは早計であるが、先に述べたような教職員の結束と優秀な学生の存在は、中大ロースクール丸の前途に洋々たる明るい未来が待ち受けていることを予感させてくれる。しかし、大海原では板子一枚下には暗黒の世界が広がっていることも事実である。現に、大小さまざまな問題が次々に立ち現れて来て、尽きることがない。なかには処理を間違えば我がロースクールにとって大きな痛手となるであろう問題もある。いかにしてそれらを克服して順風を捉え、目的の港に迅速的確に到達するかが勝負である。

我々の課題の困難さに変わりはない。これ乗り越え、中大法科大学院による法曹養成の新たな伝統が形成されて初めて、「法科の中央と『もう一度』呼ばれる」時代が来るのである。新たな伝統の中では、法曹の数ばかりではなく、その資質や多様性も同時に問われるであろう。

新しい制度であるから道なき道を切り開いて進んでゆくしかないのであるが、中大の人間にとって、その道のそもその起点はやはり一八八五年（明治一八年）にある。英吉利法律学校創立の精神を二世紀にふさわしい姿で復興させ、世界で存在感のあるロースクールをめざしたい。中央大学法科大学院が優れた法曹を世界に向けてどんどん生み出していくことが、人権擁護と社会の発展につながるはずである。このような確信とともに、新たな伝統の確立に向かって挑戦を続けてゆこう。



法科大学院の教育課程・教員組織・施設等

法科大学院教授・FD委員長

福原紀彦

一 はじめに

中央大学は、法曹養成と法学教育研究の伝統と実績を基礎に、新しい時代・社会のニーズに対応して数々の特色を備え、入学定員三〇〇名を擁する日本最大級の法科大学院として創設されました。二〇〇四年四月に都心の市ヶ谷キャンパスにおいて開学された中央大学法科大学院では、「高い倫理観を備え、社会のニーズの多様化に対応して、高度な専門能力を有し、多彩な分野で活躍するタフなリーガル・スペシャリストたる法曹」を養成するのに相応しい教育課程・学修指導体制・教員組織・施設等を有しています。以下、それらの特色を紹介します。

二 教育課程・教員組織

法科大学院の教育課程は、設置基準により、①基本法律科目群（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野）、②法律実務基礎教育科目群（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野）、③基礎法学・隣接科目群、④展開・先端科目群から成るものとされており、本学法科大学院では、設置基準を踏まえて、さらに重厚で多彩かつ柔軟なカリキュラムを用意し、充実した教授陣によってこれを遂行しています。具体的には、次のような特色ある高度な法学教育を行っています。

①基本法律科目群は、事例中心の専門教育を徹底した少人数教育・双方向対面授業と厳格できめ細かな学修指導のもとに実施しています。②実務基礎科目群では、本学の伝統を活かした高度な実務的能力の養成を行っています。例えば、市ヶ谷キャンパスに設置の模擬法廷を活用した「模擬裁判」授業の実施、本学出身の弁護士が経営・所属する全国三〇〇以上の法律事務所における「エクスターンシップ」の実施、駿河台記念館に開設されている「弁護士法人白門法律事務所」と連携した多様な「リーガル・クリニック」の実施などです。③基礎法・外国法科目群では、高度な国際的実務能力を備えた法曹を養成すべく、「日本比較法研究所」の伝統・実績を活用した比較法文化や外国法授業科目の実施、外国人教員による外国法セミナー等が実施されています。④展開・先端科目群では、六つの法曹像（市民生活密着型のホーム・ローヤー、ビジネス・ローヤー、渉外・国際関係法ローヤー、先端科学技術ローヤー、

公共政策ローヤー、刑事法ローヤー）に即した履修プランを用意して、多彩な専門教育を展開しつつあります。

こうした特色ある教育課程を遂行するため、法科大学院設置基準（入学定員三〇〇人・収容定員九〇〇人の場合、専任教員六〇人）を上回る質的・量的に充実した教員の確保が図られ、厳しい資格審査を経て、六八名の専任教員が就任しています。そこでは、本学法学部教授からの移籍、移籍・併任はもとより、学界および各種審議会等で活躍する本学及び他大学教授、法曹界をはじめ各界で活躍する実務家教員、複数の外国人専任教員など、多様な顔ぶれが揃いました。派遣法にもとづき、裁判所、検察庁、財務省・文科省・公正取引委員会等から、現職の判事・検事・行政職公務員が、教員に加わっています。

三 学修指導体制・FD活動

中央大学法科大学院では、次のような特色ある学修指導体制が整備されています。すなわち、①厳格な授業運営・成績評価と前提履修条件設定等による体系的学修システムの構築、②法学末修者に対する法学初修教育の充実、③法律基本科目の教育におけるクラス・ルームの創設とクラスアドバイザーの設置等による少人数教育の徹底、④法律基本科目および実務基礎科目への実務講師（補助教員）制度の導入によるきめ細かな教育の展開、⑤実務講師によるフォローアップ演習や専任教員によるオフィスアワー等、学修カウンセリング機会の提供、⑥テーマ演習や研究特論による発展的教育研究機会の提供、⑦国際教育プログラムに展開と外国のロースクールとの提携による国際的教育の展開などです。

さらに、「法科大学院における教育のあり方」検討委員会により、新司法試験との連続性を図る授業の内容と方法を常に検討し、学生諸君との対話による授業の説明を行い、学修指導の実を上げつつあります。

いうまでもなく、法科大学院では法曹養成に特化した専門教育を行い、その課程を修了した者が新たな司法試験の受験資格を得ることになるので、その課程で展開される教育の内容や方法は、厳しい設置基準を満たすことが必要です。すなわち、単位制度の実質化をはかり、少人数で工夫を凝らした双方向・多方向で密度の濃い授業を展開することが求められます。そこで、単位制度を厳格に実施するためには、授業回数の確保と学生の授業参加は当然である上、シラバスにおいては授業内容とともに自修内容も具体的に示され、多くの予習課題や復習・自修課題が用意されます。知識伝達型の一方向の講義方式では、時間が足りないばかりか、学生の思考や表現の訓練が不足しますから、そうならないように、学生は予め課題をこなして授業に参加し、教員は各回の授業教材を用意した上で、授業進行の時間配分・手順や質疑応答のシナリオを描いて授業に臨むことになります。そうした授業の運営は、いつも学生からアンケートを通じて評価を受け、FD活動の一環として教員相互の参観の対象になります。さらに、継続的な自己点検評価に加え、適格認定のための第三者による認証評価を受けることも必要です。これまでの大学での授業運営や学修指導では必ずしも十分ではなかった実践が、法科大学院では、日々、行われています。

四 法科大学院の教育施設

中央大学市ヶ谷キャンパスは、平成十一年に、将来の専門大学院の設置を見据えて、文系大学院等の都心展開施設の確保・整備を目的に取得し、必要な改修工事が行なわれ、平成一四年の国際会計研究科の開設に備え、法科大学院の設置をも視野にいたれた第二次改修工事が行なわれ、さらに、法科大学院創設に向けて、研究開発機構及び既存大学院各研究科の施設を新築の後楽園キャンパス施設に移転する措置を講じた上で、法科大学院の教育研究活動の十全な展開を図るため、三次改修工事が行われました。その結果、市ヶ谷キャンパスに法科大学院の専用教育研究施設が、一部の国際会計研究科との共用施設と併せて整備・確保されました。都心の交通至便なキャンパス立地に恵まれたことは、実務家教員の招聘や実務臨床教育の実施に好影響を与えたものと思われます。また、中央大学駿河台記念館にも、ローファームである白門法律事務所を拠点として実施されるエクスターン・シップやリーガル・クリニック等の実務教育の施設が用意されています。

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、独特の教室や演習室が設置されました。とくに、法律基本科目群の授業科目については、五〇人規模を収容する双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし、ホワイトボードと両面にプラズマディスプレイを配し、全席に情報コンセントを用意した標準教室が設けられ、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室・演習室、情報処理対応教室、模擬法廷教室が設

置されています。もちろん、教育研究・運営に必要な教員の研究室や会議室、研究教育支援室が設けられています。また、法科大学院では、学生が授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために、自習室と自習席が重要であると考えます。中央大学では従来から学生研究室や学生自習室の環境整備に努めており、そうした経験を踏まえつつ、市ヶ谷キャンパスには、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応するため、一人一席の自習席を備えた自習室と個人ロッカー、図書館内の閲覧席、多目的ホール内自習演習室等を整備しました。学研連棟や炎の棟の伝統が、法科大学院の学生自習室にも引き継がれています。今後は、教育研究の内容の充実と成果の蓄積が図られるなかで、新キャンパスの開発を視野に入れた施設・施設のいっそうの拡充が望まれます。

五 おわりに

本学法科大学院では、以上のような学修環境の活用によって、本学法科大学院出身者が新司法試験の合格を果たすことはもとより、その後の新司法修習を経て社会に求められるタフな法曹として活躍できるように、ポスト・ロースクールをしっかりと見据えた人材養成を行う予定です。



入学者選抜の実施状況と出願者・入学者の顔ぶれ

法科大学院教授・入試広報委員長

山田省三

一、入学者選抜のポリシー

中央大学法科大学院は、時代と社会の要請に応じる多彩な分野における高度な専門法曹を要請・輩出するため、入学を希望する多様な人材のなかから、法曹候補者としてふさわしい資質および能力を有する者を選抜するため、入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性に配慮し、多面的かつ総合的な選抜方法を採用している。

二〇〇五年度の入学者選抜においては、①適性試験の成績（日弁連法務研究財団あるいは大学入試センターのいずれでも可）、②志願者調書（めざす法曹像、語学力や資格などの特記事項）③学部成績のほか、④中央大学法科大学院独自の筆記試験（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の七科目の短答式試験、および憲法・民法・商法・刑法の論述式試験）による第一次選抜が行われ、

その合格者に対し、上記の①③および口頭試問（面接）により最終合格者を判定する二段階選抜が実施された。

さらに、二〇〇五年度には、優秀な学部成績（最高評価が四分の三以上）を収めている、あるいは公認会計士試験や国家公務員Ⅰ種試験に合格している三年生を対象とする早期卒業および「飛び級」（三年修了で未修者コースに入学）の入学者選抜をあらたに導入した。しかし、成績基準が厳しいこと、この制度に関するインフォメーションが必ずしも十分に伝わらなかったこともあり、二〇〇五年度の出願者は九名（合格者は八名）にとどまったが、二〇〇六年度以降は、いち早く法科大学院で学修したいと希望する優秀な学生の出願が増加することが予想される。

二、入学者選抜の概要

（一）出願者数

法科大学院の入学者選抜は二〇〇四年および二〇〇五年の二回実施されたが、中央大学法科大学院の人気は高く、両年とも全国一の出願者数となった。すなわち、二〇〇四年度の出願者が五四一三名（既修者二一三〇名、未修者三二八三名、第二位の早稲田大学法科大学院が四五五七名）、二〇〇五年度の出願者数が三三五九名（既修者一六〇九名、未修者一七四一名、特別選抜九名、第二位の明治大学法科大学院が二五八九名）となっている。多くの法科大学院が前年の半分以上に減少するなかで、中央大学法科大学院は、大学入試センターの適性試験受験者の減少率とほぼ同率の減

少にとどまった。

これは、中央大学法科大学院に対する内外の期待の大きさの証左であろう。

(二) 合格・入学者数

合格者数についてみると、二〇〇四年度では、既修者が三〇九名（六・八九倍）、未修者が一〇〇名（三二・八倍）、二〇〇五年度では、既修者が二四八名（六・四九倍）、未修者が一二〇名（一四・四倍）となった。次に、二〇〇五年度の合格者を出身校別にみると、①中央大学七五名（一〇八名）、②慶應義塾大学五七名（三三名）、早稲田大学各五七名（七三名）、④東京大学五二名（五〇名）、⑤一橋大学二九名（一五名）などとなっている（カッコ内は二〇〇四年度合格者）。二〇〇五年度の合格者の特徴としては、①合格者の平均年齢が二五・四歳と、前年度より二・七歳若返ったこと、②合格者に占める女性の比率が四〇％を超えており（二〇〇四年度は三割未満）、とりわけ未修者では五五％と女性のほうが多くなったこと、③法学部以外の出身者あるいは社会人の比率が四〇・二％と、昨年を大きく下回ったことをあげることができる。③については、多くの社会人が、すでに前年度に合格していることが原因と思われる。

参考までに、法科大学院第一期生（二〇〇四年度入学者）は三三七名（既修二六〇名、未修六七名）であった。これを出身校別にみると、①中央大学九九名、②早稲田大学六一名、③東京大学二九名、④慶應義塾大学二五名、⑤法政大学一四名、⑥一橋大学、上智大学各一名の順となっているが、ボストン大学出身二名を含む外国の大学からの入学者もいる。入学者の顔ぶれをみても、民

間企業、公務員、マスコミからの出身者のほか、医師、公認会計士、税理士、米国州弁護士、主婦など多様な経歴の持主が多く、入学者選抜の多様性確保という点においても、一定の成果があったものと評価することができよう。

三、今後の課題

中央大学出身者の出願者数は、二〇〇四年度が一一九二名、二〇〇五年度が六二〇名と、全体に占める比率は約二割程度にとどまっている。これは、他大学出身者の中央大学法科大学院への期待の大きさの表れと理解することもできるが、他の有力大学に比しても、自校出身者の出願者数、とりわけ未修者の出願が少ないのが大きな問題である。それだけでなく、未修者への中央大学出身の出願者の大半が法学部出身者で占められており、法学部以外の出身者が多い他の有力大学とは異なっている。このため、理工学部を含む法学部以外の五学部からの中央大学からの出願者を開拓することが不可欠と考えられる。出身者の中央大学法科大学院の入学者は難しすぎるとして、受験を控える中大生が多いと聞すが、もっと積極的にチャレンジして欲しい。



法学未修者・法学既修者に対する 法学教育の現状と課題

法科大学院教授・学修指導委員長

渡辺 達徳

一 法科大学院において「法学未修者」と呼ばれるのは、その標準修業年限とされる三年コースの一年次生である（二年次になると、履修カリキュラム上は法学既修者と「合流」するので、これ以降は「法学未修者」という概念はなくなる）。一方、入学者選抜において、一年次配当科目に関する十分な知識と理解を備えていると判定された者は、「法学既修者」として一年次配当科目の履修を免除され、二年次に入学する。したがって、法科大学院開設の初年度である二〇〇四年度において、法科大学院には、一年次生（法学未修者）と二年次生（法学既修者）が在籍していることになる。

二 (1) 中央大学法科大学院において、法学未修者（一年次生）は、憲法（四単位）、民法（一二単位）、刑法（三単位）、商法（四単位）、民事訴訟法（三単位）、刑事訴訟法（三単位）を履修する。これら「法律基本科目群」の二九単位は、必修である。そのほか、実務基礎科目群の必修科目として法

情報調査（一単位）があり、さらに選択必修である基礎法学・外国法科目群の英米法総論（二単位）を履修すると、時間割には選択の余地がほとんどなくなる。

(2) 一年次生の教育目標は、少なくとも短期的にみれば、二年次になった際、当初から法学既修者として入学してくる二年次生と同じ立場で、学修を積んでいくだけの法運用能力を養うことである。そして、右に記した各分野に与えられた単位数からも看取されたとおり、授業内容の密度は濃く、十分な予習・復習を伴わなければ教育目標への到達は困難である。

(3) しばしば指摘されるとおり、法学未修者クラスの学生といっても、入学時点において彼らが持つ法律知識の程度は千差万別である。大学時代は、いわゆる教養科目としての「法学」を履修しただけという者から、法学未修者として法科大学院に入学しながら、今年度の司法試験を受けて合格してしまった者までが、一クラスの中にいるのである（その反面、多様な専門分野・社会経験を持つ者が入学してきているのであって、この事実を二一世紀における好ましい法曹像として結実させるべきことも、強調されてよい）。

(4) こうしたクラスにおいて、授業はどのように行われるべきなのか。筆者が担当した「民法Ⅱ（契約法）」（四単位）においては、抽象的にいえば、基本的な知識の修得は、学生が指定の教科書を自修することに委ねた上で、授業においては、独習では理解が困難な部分を解説し、横断的な教科書の読み方を示唆し、一定の基本的知識がクラス内に共有されたことが確認された段階で、判例や事例を素材として意見交換や議論を試みるといった知的トレーニングが繰り返された。

三(1)

一方、法学既修者として入学してきた二年次生が履修すべき科目のうち多くの単位数を占めるのは、法律基本科目群に置かれた、公法・民法・刑事法の三つの系ごとの演習科目である。すなわち、公法総合ⅠⅡⅢ（各二単位）、民法総合ⅠⅡⅢ（Ⅰは四単位、ⅡとⅢは各三単位）、刑事法総合ⅠⅡ（Ⅰは三単位、Ⅱは二単位）で、二年次の最高履修単位である三四単位のうち二二単位になる。

(2) これら演習科目に取り組むためにも、かなりハードな予習・復習が要求される。授業一回分の演習問題の予習資料として、判例、論文、判例評釈・解説等が事前配布され、学生は、これを読みこなして手許に予習ノートまたはメモを用意し、授業に臨まなければならない。しかし、この訓練を半期継続すれば、事案を読解・分析し、判例の論理構造を解き明かす能力は飛躍的に向上する。また、予習・復習を継続することに伴い、そのために必要な文献検索をする能力も大きく進歩することが分かった。

(3) これに加えて、二年次生は、実務基礎科目群に置かれた、民事訴訟実務の基礎（二単位）、刑事訴訟実務の基礎（二単位）、法曹倫理（二単位）、法文書作成（一単位）、ローヤリング（二単位）、模擬裁判（一単位）、エクスターンシップ（一単位）、リーガル・クリニック（一単位）などの履修に入る（前三者は必修、法文書作成以下は選択必修）。法学既修者として入学してきた二年次生は、一般に、相当程度の法運用能力を持ち、事例演習には高い適応力を示す。しかし、そうした彼らにとっても、実務基礎科目群におかれた各科目は、従来の法学教育の中で提供されることのなかった

ものであり、まさに実務法曹養成を目的とする法科大学院ならではの科目といえる。これら科目は、学生からも、新鮮で取り組み甲斐のある科目と受け止められている。

(4) さらに、二次次生は、基礎法学・外国法科目群から選択必修科目を履修する。こうして法律基本科目群の演習科目、実務基礎科目、基礎法・外国法科目を履修すると、二次次生においても時間割に選択の余地はあまりなくなる。展開・先端科目群から自己の興味・関心や進路を踏まえた多様な科目履修することが本格的に可能になるのは、三年次になってからである。すなわち、三年次になると、純然たる必修科目として残るのは、法律基本科目群に置かれた演習科目である、民事法総合Ⅳ（三単位）と刑事法総合Ⅲ（二単位）だけであり、学生は、その他の履修科目については、同年次の最高履修単位である四〇単位の範囲で、実務基礎科目群、基礎法学・外国法科目群及び展開・先端科目群から自由に選択することが可能となる。

四

以上、法学未修者・法学既修者に対する法学教育の現状を、筆者自身の教育経験をも交えつつ、あえて比較的平板に紹介した。その中に幾つもの課題が含まれていることは事実であり、それは、今年度の中央大学法科大学院において未修者・既修者いずれの教育現場にも身を置いている筆者も十分に自覚している。しかし、あえてこの場でそれに言及しなかったのは、法科大学院における教育は、すべて、二〇〇六年度に行われる第一回新司法試験の結果により、厳しい総括を受けなければならないためである。それまでの間、法科大学院においては、教員すべての全知全能を傾けての不断の努力が継続されることになる。